

インド競争委員会との協力に関する覚書の締結について

令和3年8月6日

公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、インド共和国（以下「インド」という。）の競争当局であるインド競争委員会との間で、競争当局間の協力に関する覚書を締結した（オンライン方式による開催）。覚書の署名者及び概要は、次のとおりである。

1 署名者

日本側：公正取引委員会 古谷一之委員長

インド側：インド競争委員会 アショク・クマール・グプタ委員長

2 概要

(1) 協力の目的と原則

効率的な市場の運営のための及び各国の国民の経済的厚生のための協力関係の進展を通じた、それぞれの国の競争法令の効果的な執行の分野における協力及び連絡の利益を認識する。

(2) 通報

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、当該他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自己の執行活動について通報する。

(3) 情報交換

両競争当局は、それぞれの国の法令及びそれぞれの重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、情報を交換する。

(4) 技術協力

両競争当局は、技術協力活動の分野において協力することができる。

(5) 執行活動の調整

両競争当局は、相互に関連する競争に関する事案を審査している場合には、それぞれの執行活動の調整を検討する。

(6) 連絡

この協力に関する覚書に基づき、定期的な会合を開催することができる。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 03-3581-1998（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

インド競争委員会との協力に関する覚書（概要）

協力の目的と原則

効率的な市場の運営のための及び各国の国民の経済的厚生のための協力関係の進展を通じた、それぞれの国の競争法令の効果的な執行の分野における協力及び連絡の利益を認識。

通報

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、当該他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自己の執行活動について通報。

情報交換

両競争当局は、それぞれの国の法令及びそれぞれの重要な利益に適合する限りにおいて、かつ、自己の合理的に利用可能な資源の範囲内で、情報を交換。

技術協力

両競争当局は、技術協力活動の分野において協力することができる。

執行活動の調整

両競争当局は、相互に関連する競争に関する事案を審査している場合には、それぞれの執行活動の調整を検討。

連絡

この協力に関する覚書に基づき、定期的な会合を開催することができる。

締結済みの競争法執行に関する協力協定等

<独占禁止協力協定>

国・地域	発効日	競争当局
米国	1999（平成 11）年 10 月 7 日	司法省，連邦取引委員会
E U	2003（平成 15）年 8 月 9 日	欧州委員会
カナダ	2005（平成 17）年 10 月 6 日	産業省競争局

<経済連携協定等（競争関連章・規定のあるもの）>

国・地域	発効日	競争/実施当局
シンガポール	2002（平成 14）年 11 月 30 日	競争委員会ほか
メキシコ	2005（平成 17）年 4 月 1 日	連邦競争委員会
マレーシア	2006（平成 18）年 7 月 13 日	国内取引・消費者省
チリ	2007（平成 19）年 9 月 3 日	（国家経済検察庁ほか）（注 1）
タイ	2007（平成 19）年 11 月 1 日	競争委員会
インドネシア	2008（平成 20）年 7 月 1 日	事業競争監視委員会
フィリピン	2008（平成 20）年 12 月 11 日	貿易産業省ほか
スイス	2009（平成 21）年 9 月 1 日	競争委員会
ベトナム	2009（平成 21）年 10 月 1 日	（競争庁ほか）（注 1）
インド	2011（平成 23）年 8 月 1 日	（競争委員会）（注 1）
ペルー	2012（平成 24）年 3 月 1 日	国家競争・知的財産保護庁ほか
オーストラリア	2015（平成 27）年 1 月 15 日	競争・消費者委員会
モンゴル	2016（平成 28）年 6 月 7 日	公正競争・消費者保護庁
T P P 11	2018（平成 30）年 12 月 30 日	—
E U	2019（平成 31）年 2 月 1 日	（欧州委員会）（注 1）
A S E A N	2020（令和 2）年 8 月 1 日（注 2）	—
英国	2021（令和 3）年 1 月 1 日	（競争・市場庁）（注 1）

（注 1）協定上は，競争/実施当局の定義がない。

（注 2）2020（令和 2）年 8 月 1 日，日本，ラオス，ミャンマー，シンガポール，タイ及びベトナムについて発効し，それらに加え，2021（令和 3）年 8 月 6 日時点では，ブルネイ，カンボジア，フィリピン及びマレーシアについて発効。

<競争当局間の協力に関する覚書等>

締結当局	署名
フィリピン司法省	2013（平成25）年8月
ベトナム競争庁	2013（平成25）年8月
ブラジル経済擁護行政委員会	2014（平成26）年4月
韓国公正取引委員会	2014（平成26）年7月
オーストラリア競争・消費者委員会	2015（平成27）年4月
中国国家発展改革委員会	2015（平成27）年10月
中国商務部	2016（平成28）年4月
ケニア競争当局	2016（平成28）年6月
モンゴル公正競争・消費者保護庁	2017（平成29）年3月
カナダ競争局	2017（平成29）年5月
シンガポール競争委員会	2017（平成29）年6月
中国国家市場監督管理総局	2019（令和元）年5月
インド競争委員会（注）	2021（令和3）年8月

（注）インド競争委員会とは、インドの競争当局であり、2003（平成15）年10月に設立された。インド競争委員会のとの取決めの概要は、通報、情報交換、技術協力等である。